

# 平成26年度「熊本県特定事業主行動計画」実施状況報告

## 1 目的

県では、平成17年3月に策定した「熊本県特定事業主行動計画」(前期計画)について、平成22年3月に必要な見直しを行い、平成22年4月から平成27年3月までを計画期間とする「熊本県特定事業主行動計画～仕事と生活の調和を実現し、子どもを生み育てやすい職場づくりを～」(後期計画)を策定しました。

この後期計画の平成26年度の実施状況を把握し、計画に定めた取組の着実な実施に役立てることを目的として公表するものです。

## 2 対象

熊本県の知事部局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、人事委員会事務局、各海区漁業調整委員会事務局、企業局及び病院局に所属する職員(臨時職員及び非常勤職員を除く)

## 3 実施状況

県では、職員が、親として、あるいは地域社会の一員として、子育てをしていくことができるよう、また、職員が、仕事と生活の調和という観点から、健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方ができるよう、職場をあげて支援することとし、下記の3つを施策の基本方向とし、それぞれ数値目標を設定し、取組みを実施しました。

### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### (1) 時間外勤務の縮減・免除、(2) 総労働時間の短縮

- 「時間外勤務の縮減に向けた取組みについて(平成26年6月10日付け総務部長通知)」による取組みを実施しているところです。
- また、3歳未満の子を養育する職員が請求し、公務運営に支障がないと認められる場合は時間外勤務の免除を義務化しています。
- 平成26年度夏季及び冬季期間については、定時退庁日を現行の水曜日に金曜日を追加し、また、全庁的な定時退庁週間を設定し、庁内放送による呼びかけ等を行いました。

#### (3) 育児休業等の取得促進

##### ア) 男性職員の育児参加等の促進

- 男性の育児休業等の取得を促進するため、職員向けに子育て支援制度を紹介するリーフレットのなかで、男性の育児休業取得経験者の経験談を掲載しました。

※以下《取組実績》の左欄には、行動計画策定時の実績として行動計画中に掲載された数字を掲載。右欄には平成26年(度)の実績を掲載。

《取組実績》

男性の育児休業取得率	
平成20年度	平成26年度
2.2%	1.0%

※対象職員106人中1人が取得  
 【参考】H25 地方公共団体の全国平均  
 1.3%  
 (対象職員：非現業の職員)

出産補助休暇の取得率	
平成20年度	平成26年度
82.6%	69.8%

※対象職員106人中74人が取得

男性職員の育児参加休暇の取得率	
平成20年度	平成26年度
50.8%	26.4%

※対象職員106人中28人が取得

イ) 年次有給休暇、特別休暇の取得促進

- 毎年度、年次有給休暇の取得促進に係る通知を発出し、休暇が取得しやすい環境の醸成に努めました。
- また、管理職(所属長)研修等の機会を利用し、管理職に対する年休取得促進の徹底を図りました。

《取組実績》

年次有給休暇 取得日数	
平成20年	平成26年
12.4日	11.6日

※知事部局の取得日数  
 【参考】H25 地方公共団体の全国平均  
 11.9日  
 (対象職員：非現業の職員)

夏季休暇 全日取得者の率(平均)	
平成20年度	平成26年度
96.7%	95.5%

※知事部局の取得率

2 次世代育成に向けた意識づくり

(1) 意識啓発のための研修等の充実

- 職員研修、制度改正等の機会をとらえ、仕事と子育ての両立や各種制度の趣旨について啓発しました。

(2) 「県職員ふれあいの日」の設置(毎週水曜日)

- 毎週水曜日を「県職員ふれあいの日」とし、勤務時間終了後に、庁内放送に

より、定時に退庁して家族とふれあうことなどを呼びかけました。

### (3) 授業参観等の学校行事への参加における配慮

- 所属長向けに子育てサポートハンドブックを配布し、子育て支援制度が利用しやすい職場づくりや、保護者参観や地域活動への参加に対する理解促進を図りました。

## 3 妊娠・出産から産後まで安心して子育てできる職場づくり

### (1) 妊娠中、出産後の不安解消

- 職員または配偶者の妊娠が判明した際に配布する子育て支援制度を紹介したリーフレットを作成、配布しました。
- 子育て経験者による子育てアドバイザー制度や子育て交流の間の活用推進のための周知を行いました。

### (2) 業務等に対するサポート

- 妊娠が判明した際、必要に応じて所属の業務配分の見直しを行う他、産前休暇に入る時点での育休代替職員の確保に努めました。

### (3) 上司に相談しやすい職場づくり

- 所属長向け子育てサポートハンドブックを配布し、妊娠等の申し出を受けた場合の対応や各種制度の取得状況を継続的に管理できるチェックリストを周知しました。

## 4 今後の取組み

- 平成27年3月に策定した第3期計画に基づき、職員が、仕事と生活の調和が取れ、健康で豊かな生活を送れるよう、職場をあげて支援するよう、取組みを行っていきます。
- 特に、子育て関連制度の周知、活用促進についての取組みを強化し、男性職員の育児休業、休暇の取得推進のため、さらに周知・啓発等の取組みを行っていくこととしています。